

金融サービスの提供に関する法律(改称後の法律名は「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」)に係る重要事項の説明

「金融サービスの提供に関する法律(改称後の法律名は「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」)」に基づき、スーパーファンド・ジャパン株式会社(以下、「当社」といいます。)がお取扱しております商品について「重要事項」についてご説明いたします。

以下のご説明をご熟読のうえ、各商品をご購入くださいますようお願い申し上げます。

また、各商品には価格の変動等による損失が生じるおそれがあります。商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、各商品等の「契約締結前交付書面」や「目論見書」またはお客様向け資料をよくお読みください。

当社取扱公募投資信託重要事項

- 1.当社取扱公募投資信託は、投資元本が保証されたものではありません。
- 2.当社取扱公募投資信託がその投資目的を達成する保証はなく、よって、元本割れのリスクを伴います。
- 3.当社取扱公募投資信託への投資には、金及び貴金属の価格変動リスク、一般的な投資手法に伴う価格変動リスク、スーパーファンドのトレーディング戦略に伴う市場リスク、金利リスク、為替リスク、信用リスク、投資の流動性リスク等の他に、金融デリバティブ商品に固有のリスク(*)が伴います。
- 4.受益証券の発行後、毎月末の評価日を基準として、当社取扱公募投資信託に対する買戻し請求が可能です。(購入後、1年以内の買戻しについては、買戻し金額の2%の手数料が課せられる場合があります。)
- 5.投資の判断につきましては、その他のリスクも含め、目論見書の「投資リスク」に記載された各リスク要因を注意深くご検討の上、ご自身でご判断下さい。

(*)デリバティブ契約の取得に際し、特定の時期に納得のいく条件で執行できるという保証はなく、また、その取得自体も保証されません。先物契約等の価値は、それらの原証券や通貨の価格変動よりも大きな割合で変動します。また、ポジション価値の減少を十分にヘッジできない可能性や、特定のリスクをヘッジできない可能性があります。

当社がお取り扱いしている公募投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

平成28年7月

スーパーファンド・ジャパン株式会社

平成21年8月1日制定

平成26年12月1日改訂

平成28年7月1日改訂

令和3年11月一部改正

令和6年1月一部改正